

令和7年度 第2回福岡県指定管理者選定委員会

- 日 時：令和7年11月4日（火）14時00分～
- 場 所：県庁北棟11階 物産観光展示室多目的ルーム

※第2回指定管理者選定委員会の協議内容につきましては、応募団体の正当な利益及び競争上の地位を害するおそれがあるものを除いて掲載しております。

1 協議事項

- ① 福岡県障がい者リハビリテーションセンター
- ② 福岡県立飯塚研究開発センター
- ③ 福岡県建設技術情報センター
- ④ 福岡県国際文化情報センター

○事務局

・本日の委員会は、応募団体から提出された事業計画書をもとに、各施設の所管部局でヒアリングを行い、予備審査を実施したので、その結果について意見を伺うものであり、資料は提案団体の競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるため、非公開とし、委員会終了後事務局で回収させていただく。

〈福岡県障がい者リハビリテーションセンター〉

【障がい福祉課】

・施設の概要並びに応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

前回の評価は何点だったのか。前回より落ちたのであれば、その理由と改善策を伺いたい。また、唯一3点評価の「教育・研修システム」の項目についても、原因と今後の対応を教えてほしい。

【障がい福祉課】

前回は83点。今回は利用者の減少による収入減が続き、今後の経営の安定という点で努力が必要と判断したため、評価を下げている。また「教育・研修システム」が3点であるのは、利用者的人権に配慮した研修強化が必要と判断したため。現在、団体と協議し、新たな研修を行うよう指導している。

●委員

トータルの点数が下がった原因が財政基盤とすれば、「教育・研修システム」は前回も3点だったと推測され、その点については今回も改善がみられないことになる。そうであれば、今回「やります」と言われても信用しがたい。前回の指摘事項が改善されているか確認し、未改善であれば団体への指導を徹底すべきでは。

【障がい福祉課】

承知した。

●委員

3点質問である。1点目は「高次脳機能障がい支援事業相談実績」が近年減少傾向である原因について伺いたい。2点目は、令和9・10年度の職員配置計画は同じなのに、収支計画書の人件費が減少している理由を説明いただきたい。3点目は、令和6年度事業活動計算書の「その他の特別収益」の内容が分かれば教えてほしい。

【障がい福祉課】

1点目については、コロナ禍の影響と令和6年度の常勤医師不在が原因と思われる。2点目、3点目については改めて確認し後日回答させていただきたい。

●委員

関連して、各年度の事業活動計算書を見ると、赤字が続き、とても存続が厳しい印象を受けた。施設の老朽化対策等、中長期的な計画はあるのか。

【障がい福祉課】

大規模な修繕に関しては、指定管理とは別に県が予算を確保し支出している。

●委員

今回は4施設全て応募が1団体であるため比較できないが、全体的に見て評点が優しいように感じる。よりシビアな評価も必要では。本施設の今後の運営にあたっては、財政基盤の不安をさらに深掘りし、改善案が見いだせるか検討してほしい。

【障がい福祉課】

承知した。

●委員

令和6年度の常勤医師不在は一時的なものか。現状はどうか。

【障がい福祉課】

一時的なもので現在は解消されている。

〈福岡県立飯塚研究開発センター〉

【先端技術産業振興課】

- 施設の概要並びに応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

前年度の点数を教えてほしい。また、当該施設のみ120点満点で事業遂行能力を評価し、全て4点という高評価だが、合理性は問題ないか。慎重な評価の結果であることを確認したい。

【先端技術産業振興課】

1点目については、前回99点、今回98点と、ほぼ変わらない。2点目の事業遂行能力の評価は、部局審査で他項目より優先的に審議され、多くの質疑を行って得られた評価であり、合理性に問題はないと考えている。

●委員

そもそも、他施設では事業遂行能力は評価しなくてよいのか。

【事務局】

当該施設は、特に研究開発にかかるプロジェクト実施のための施設であるため、部の評価において「事業遂行能力を特に評価すべき」との意見があり、特出しして評価しているもの。

●委員

令和6年度の収支計算書を確認すると、指定管理委託料の決算額は予算額を上回っている。一方で、当期支出合計の決算額は予算額を約1千万円下回っている。支出が抑えられているにもかかわらず、指定管理委託料が増額支給されるロジックについて教えてほしい。

【先端技術産業振興課・事務局】

令和6年度から、燃料費や物価の高騰に対応するため、基準値を用いて、全施設一律に物価スライドによる委託料の調整を実施しており、ご指摘の委託料の増加は、この物価スライドによるもの。最終的な収支については、その他の要因も含む全体の結果であり、儲けに応じて減額する、といった仕組みではない。

●委員

一部の事業について支出が予定よりも抑えられたのは、事業が予定通り進捗した結果なのか、事業の進捗が遅れたことにより費用がかからなくなった結果なのか。後者であれば問題だと思うが。

【先端技術産業振興課】

経緯を確認し、後日ご報告する。

●委員

評価シート総括表の記載が、全体的に「期待できる」、「提案されている」といった表現が多く見受けられ、これだけで評価して良いものか疑問。第三者による検証システムやアンケート結果等、具体的な検証結果を見た方が良いのではないか。

【事務局】

指定管理者制度全体の運用としては、「管理運営状況報告」を受けて評価を行い、議会報告を行っている。これは、毎年度の指定管理状況を翌年度の6月頃に報告するもので、本評価項目と同様の内容を評価し、提案どおりであればBという形でランク付けしている。

また、今回の候補団体である公社等外郭団体の経営に関しては、公社等外郭団体について「経営評価委員会」を設け、外部監査機関とともに毎年の財務チェックを受ける仕組みもある。

各部の評価では事業計画書に基づきヒアリングを実施し、各項目の提案内容の実現性を判断するとともに、実績とその裏付けを「業務実績等」の項目で評価している。これにより、当初の提案が適切に遂行されてきたかを確認できるようになっている。

●委員

評価シート総括表の「職員の相談支援体制」はどこに記載されているのか。カスハラに関する記載が事業計画書にあるのは見つけたが、それ以外の関連記載はあるか。

【先端技術産業振興課】

事業計画書に記載はないが、職員に対する研修実施やマニュアル作成を行っている旨、ヒアリングにおいて団体から聞き取っている。

●委員

本項目の、カスハラをはじめ様々なハラスメントについて職員が相談しやすい窓口があつた方がよいという趣旨に鑑みると、職員の相談窓口の有無を確認すべきだったのでは。

【先端技術産業振興課】

改めて、体制作りを行うよう申し伝える。

●委員

説明の内容からは「支援体制が整備されている」との記載は適切ではないのではないか。委員としては、記述内容の信頼性が低いと判断せざるを得なくなる。今後は、評価内容とその根拠となる裏付けとの紐づけが明確にできるような対応をお願いしたい。

【事務局】

承知した。各施設所管課に改めて伝え、今後、明確化を図ってまいります。

〈福岡県建設技術情報センター〉

【県土整備企画課】

- ・施設の概要並びに応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

前回からの評価の推移を教えてほしい。また、貸借対照表を遡って見ると、毎年2億円の現金の増減がみられるが、これは具体的にどのようなキャッシュフローか。

【県土整備企画課】

前回74点、今回75点。また、貸借対照表について、現在、公益財団法人では遊休資産をあまり持たないようにしている。そのため、遊休資産を減らし、特定資産や安定化資金への積立を行っているというのが要因の一つとしてある。また、会計年度ごとの未収入金の誤差も関係する。毎年決まって2億円程度が増減しているわけではない。

●委員

振替であれば理解できるが、資産合計も2億円減少している。

【県土整備企画課】

最大の要因は未収金が多いこと。県からの積算支援業務を公益事業で行っているが、3月末時点できヤッショとして入ってきていない。県が出納整理期間（4月、5月）に前年度分の支払いを行うため、その時に未収金が解消される。2億円程度で推移しているようにみえるが、未収金の増加や未払金の減少など、実際は複数の要因で変動している。

●委員

指定管理業務に係る収支（損益）計画書において、指定管理料及び支出合計が同額である理由を教えてほしい。また、過年度の計画と実績には差があったのかどうか教えてほしい

【県土整備企画課】

指定管理料と支出合計が同額であるのは、公益財団法人が利益を過度に追求しない運営方針であるため。ただし、実際の実績は計画と同額ではない。

●委員

カスハラに対する職員の相談・支援体制に関する、安全衛生委員会での情報共有は、事業計画書のどこに記載があるのか。

【県土整備企画課】

ヒアリング結果であり、記載はない。

●委員

安全衛生委員会は、本来、直接の窓口機能を担う場ではない。その体制が本当に機能しているといえるのか。

【県土整備企画課】

ヒアリングでは、上司による個別支援体制を構築し、その情報共有等を安全衛生委員会で行う旨の回答を得ている。

●委員

当該評価項目の趣旨は、ハラスマントについて上司に相談できない場合も多々あるため、相談窓口を設けるよう求めるもの。その点については御承知おきいただきたい。

続いて、業務引継時の雇用対策という項目と、備考の記載が対応していないように思えるが、どの点を評価したのか伺いたい。本項目は、指定管理者変更時の職員待遇を問う項目と理解している。

【県土整備企画課】

ヒアリングで、ご指摘の体制があることを確認している。

●委員

基本的に給与体系が県に準拠しているようだが、これは本来の指定管理者制度の趣旨に逆行する側面があると感じる。令和5年度のように大きな赤字が出た場合、民間であれば人件費削減を検討するだろうが、この辺りの人事費の固定化について、考え方を整理したい。

【県土整備企画課】

総人件費に係る評価項目のポイントとしては、人件費の概算根拠の妥当性に重点を置いており、県

の人物費単価は、最低限妥当性があると評価している。しかし、委員ご指摘のとおり、事業収縮時の柔軟性には課題がある。なお、令和5年度の赤字は、公益財団の指定管理業務以外で実施している県の工事積算業務委託によるもので、豪雨災害に関連する業務発生見込みに対し、実際の件からの発注が予定を下回ったことによる減収が主因であって、人物費によるものではない。具体的には、コンサル業者への業務委託をしていたところ、事情変更により実際の業務は発生せず、結果的にコンサル料だけ多くかかつてしまつたような状況があつたと聞いている。

●委員

そうであれば、コンサルの使い方の指導をした方が良いのでは。

【県土整備企画課】

ご指摘の点を踏まえ、県とセンター間で、事業の実施時期の調整だけでなく、発注する県側の進捗管理も徹底していく。

〈福岡県国際文化情報センター〉

【文化振興課】

- ・施設の概要並びに応募団体からの提案書類及びヒアリングによる審査結果について説明。

※委員からの主な質問・意見

●委員

2点質問。令和6年度分の正味財産増減計算書における経常費用において、什器備品譲渡費が1082万4千円発生しているが、これがどういった経緯で譲渡に至ったか、内容を確認したい。

もう一つは委託費部分である。施設サービス事業費について委託費3億3800万円、下にも委託費1億700万、次のページにも事業ごとに委託費があり、総事業費10億の中で委託費が費用の大部分を占めていると理解している。これを踏まえて、事業計画書72ページの外部委託関係の箇所で、委託の考え方として、「特殊設備の維持管理は製造元特有の機器構造を熟知している事が不可欠であり、設立当初に設備を設置した業者に委託する」と記載があるので、逆に言えば、そうではないところは、費用対効果等を検討して委託をするのかなと考える。外部委託先一覧に記載の主な委託先の中で、設立当初に設置した業者がどれか、また、それ以外について、毎期入札を行う等少しでも安くなるような努力をおられるか教えてほしい。

【文化振興課】

先に委託先についてお答えさせていただくと、「外部委託先一覧」に記載の業務のうち、シンフォニーホールや舞台等技術業務については、特殊設備となるため、導入設備関係先に委託を行っているところである。

●委員

一覧の冒頭にあるビル管理が、委託費用の中で一番大きいと思うが。

【文化振興課】

ビル管理については、アクロスが官民複合施設として建設され、県と第一生命が所有しており、設立当初から、その管理規約の中で、エイエフビル管理に委託することとなっている。

●委員

他のところは、少しでも安くなるように見積もりを取ったり、入札したりされているのか。

【文化振興課】

清掃についてもビル管理の一環としてエイエフビル管理への委託の中に入っており、それ以外のところは、基本的にはやはり特殊設備であるため、ほとんど随意契約となっている。

●委員

委託先を変更することができないとは思うが、毎年安くなるような努力をされているのか、それともずっと同じ金額のままとなっているのか。

【文化振興課】

随意契約となるところについても、適切な金額となるように、指定管理者が交渉を行っている。

●委員

常に同額ではなく、毎期交渉をして契約額を決めているということか。

【文化振興課】

その通りである。

●委員

どうしても契約の相手方が同じになると、委託金額が本来は下げられるのに下がらないということも起こりうるので、きっちりされていると良いという視点でお聞きした次第である。

●委員

今の続きであるが、エイエフビル管理は最初から決まっていると。外部委託の考え方で、特殊性専門性を要するところについては決まったところがやるということは分かるが、ビル管理・清掃はそんなに特殊性専門性が必要なのだろうか？舞台装置などは分かるが、一番大きなビル管理部分については説明がつくのか。単に契約で、と言われると一般県民からすれば癪着ではないか、と疑問を持たれることもあるかもしれない。この点について、県民に対し合理的な説明がつくのか。

【文化振興課】

エイエフビル管理は、アクロスの共用部分の管理を行うために、県と第一生命が出資して設立したものである。共用部分の管理については、建物建設当初に結んだ管理規約において、エイエフビル管理を管理者として定めている。実際は、エイエフビル管理から、再委託されており、その再委託については、エイエフビル管理が共用部分の管理者として適正な金額となるようハンドリングされている。

●委員

では、この2億2千万円程度がビルの管理料として、相場に比して合理的である、あるいは安いとか高いかというとどうか。

【文化振興課】

民間であるエイエフビルは社内でチェックしながらやっているし、県としても、管理経費は、委託料が上がるときには、なぜ上がるのかを確認して適正性を担保しているところ。ただ、アクロスが官

民複合施設であり、設備自体もシンフォニーホールをはじめ特殊設備が多いこともあって、比較対象が全国的にも少ないところであり、他施設等との比較がなかなか難しいことがある。

●委員

委託料をあまり高く払っても利益相反になる。そのようなリスクがあるのなら、合理性を説明できるよう努力すべき。合見積もりを取れないというなら仕方がないが、単純比較はできなくても、例えば近隣のビルの水準に比して特殊性があるからこの金額だ、というような整理をしておくべきではないか。

【文化振興課】

第一生命も6割の面積持ち分を持っており、ビル管理全体でコスト縮減を図っている。

●委員

ビル管理部分の外注総額に対する下請けの金額比を示し、不当に高止まりしていないことを示す等、何か方法を研究すべきでは。特殊性では説明できないだろう。素人から見ると本当にかかるのだろうか。というのはあるので、もう少しそこについては、契約がそうであれば、金額の妥当性合理性については、アクロスが外注しているという行為に対して、行政側が外注の合理性についてはもう少し突っ込む余地がないかというのは一つ意見として述べておく。

【事務局】

長期的に検討すべき点として承る。アクロスが建設された時点とは社会経済状況が異なる点はあり、公の施設を民間どこでも受託できる状況ではなかった時に、県と民間が相互に出資して設立した団体に管理を行わせることとしたもの。指定管理者制度の導入後も、エイエフビル管理は施設実態を熟知しており、合理性をとって管理運営されている、また管理経費の全てを県に請求するわけではなく、当然自社の持ち分もあり、各種経費高騰の折なのでエイエフビル管理としてもできるだけ不要なコストをかけないよう努力しないといけないという状況はある。そもそも規約の交わし方を踏まえ、委託金額の合理性等についてどのように確認できるか、という点は、施設の在り方も含めて、県全体で考えていくということで受け止めさせていただきたい。

●委員

もともと、財務状況、収支の中で委託費が大きい点が発端の質問であり、今のところ財政に不安があるので喫緊の課題というわけではない。公平性、合理性についてはおっしゃるとおり、少し広い話にはなってくる。設立当初から、そうした背景を前提に作られている会社なのでなかなか難しいことは分かる。他に同じような例はないか。

【事務局】

これまで全く無いわけではないが、管理部分を委託するために共同出資して会社を作った、というのは珍しい。

●委員

アクロスも出資しているか。

【文化振興課】

県が出資しており、県の出資団体である。出資比率は県と第一生命で2：8である。

●委員

結局、連結すれば第一生命に払うということになる。

【文化振興課】

先ほど申し上げたように、現在の基準委託費に対して、契約委託費が上がったならば、何を根拠として上げたのかを、県としてもしっかりと確認を行う、こうしたことは実施していきたい。

●委員

よろしくお願ひする。

●委員

先ほどの委員の質問の、令和6年度の正味財産増減計算書の什器備品譲渡の内容はどうか。

【文化振興課】

国際会議場の椅子の更新したことによる増、とのことだが、譲渡の内容について確認を行う。

●委員

撤去した椅子の簿価がそのままここに来ているということか。

【文化振興課】

そうである。

●委員

何年に一回くらいあるものか。これは公益目的事業なのか。

【文化振興課】

耐用年数は様々だが、開館当初の30年前から変えてなかつたものを替えたと聞いている。

公益事業等会計と収益事業等会計である。

●委員

譲渡費だと除却損みたいな感じかもしれない。

●委員

もし除却損であれば譲渡費と表現するのは誤解を招くのではないか。実際に譲渡したならよいが。

●委員

令和6年度で見ると1千万の内訳として、公益目的事業が610万、収益事業会計が550万、本当は特別損失として計上すべきではないか、経常外費用だと思う。公益目的事業とすれば、収支相償から、ここに入れてはいけないのではないか。収益事業は良いのだが。今後は、科目位置について検討を。

令和7年度についても見直した方がよい。

また、先ほどの、外注の件だが、公益法人会計で関連当事者の状況や取引等を、注記として記載することになっている。アクロスとして出資をしていればここに入るのだが、現在は入っていない。アクロスとして直接の関連当事者ではないかもしれないが、アクロスとして重要な契約がある、変更できない契約があるということは、開示をしていた方がいいのかもしれない。改めて、法文上、関連当事者の定義、範囲が決められているので、それに照らして、改めて洗い出してみてはいかがか。

【文化振興課】

ご指摘の点は整理させていただきたい。